

(総務部人事課)

## 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の制定等を踏まえ、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするほか、所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関するもの

幼保連携型認定こども園の認可等事務は都道府県のほか指定都市及び中核市が処理することとされたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務について、施設の設置者の利便を図るため、事務処理特例制度により指定都市及び中核市へ移譲するもの。

#### (2) 薬事法等の一部を改正する法律の制定による薬事法の一部改正に関するもの

① 管理医療機器販売業等の届出の対象が追加されたことを踏まえ、事務処理特例制度により保健所設置市に移譲している当該届出の受領事務の内容を改めるもの。

- ・届出対象となるものに、管理医療機器プログラムを追加
- ・規制の範囲が無償貸与にも拡大されたことに伴い、賃貸業を貸与業に変更

② 引用している法律の題名を改めるもの。

現 行	改正案
薬事法	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>

#### (3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による薬事法の一部改正に関するもの

事務処理特例制度により保健所設置市に移譲している管理医療機器販売業等の届出の受領事務が、薬事法の一部改正により、県から保健所設置市に移譲されることから、当該規定を削除するもの。

### 3 施行期日

#### 2 (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行日

- 2 (2) 平成26年11月25日  
2 (3) 平成27年4月1日